

## 「スマートインターチェンジの利便性及び安全性の向上に関する調査(行政相談契機)」を開始

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の課題等を取り上げ、行政運営の改善を図るため、「地域計画調査」として、独自に調査を企画し、実施しています。

令和 3年 4月 から、標記の調査を開始します。

この調査は、近年整備が進むスマートインターチェンジ(「スマートIC」)について、「案内標識が設置されているが分かりづらい」といった苦情が当局の行政相談窓口等に寄せられていることなどから、**スマートICの利用者の利便性及び安全性の向上**に資することを目的として、スマートICや接続する道路における案内標識や表示等の状況等を把握するものです。



### <本件照会先>

総務省 関東管区行政評価局

第1評価監視官 駒崎

(電 話) 048-600-2319

(FAX) 048-600-2337

本報道資料は、関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

## スマートインターチェンジの利便性及び安全性の向上に関する調査(行政相談契機)

## 調査の背景等

○国土交通省では、既存の高速道路の有効活用や、地域生活の充実、地域経済の活性化を推進する観点から、建設・管理コストの削減が可能なスマートインターチェンジ（以下「スマートIC」という。）の導入を推進

○関東甲信越地域においても、令和3年3月末現在、47箇所（全国の32.9%）のスマートICが開通済。整備事業中のものも20箇所あるなど、今後も増加傾向

○スマートICの利用に当たっては、当局の行政相談において、スマートICの入口が非常に分かりづらいとの苦情が寄せられており、民間有識者からも同様の指摘がある。

○また、道路管理者が地域住民を対象に行ったアンケート調査においても、「スマートICを出て一般道へ向かうときとても分かりづらい。国道への出方、行き先はしっかり表示してほしい」、「スマートICの出口へ向かう際、サービスエリアの駐車場の車とぶつからないか不安。出口に向かう表示などがあると良い」などの意見がある。

スマートICの利用者の視点から、

- ①スマートICの概況
- ②スマートIC及び接続する高速道路本線の関連施設の整備・維持管理
- ③スマートICに接続する道路の関連施設の整備・維持管理
- ④スマートICの利用者への情報提供等  
などの実態を把握

現状の問題点の把握、推奨的な取組等の把握及び関係機関への展開を図ること等により、**スマートICの利便性及び安全性の向上**に資する。

## 主要調査項目

- 1 スマートICの概況
- 2 スマートIC及び接続する高速道路本線の関連施設の整備・維持管理
- 3 スマートICに接続する道路の関連施設の整備・維持管理
- 4 スマートICの利用者への情報提供等

## 調査対象機関

関東地方整備局  
東日本高速道路株式会社  
関東支社  
県、市町村、関係団体 等

## 調査実施期間

令和3年4月～7月（予定）

# スマートインターチェンジに関する情報をお寄せください

## このようなことはありませんか？

- \* ○○スマートICに入る際の案内標示の向きが走行方向からは見にくかった。
- \* ○○スマートICの案内標示が色あせているので修繕してほしい。
- \* 進入できる車両の長さを知らずに誤って○○スマートICに進入してしまった。
- \* その他、スマートICについての意見・要望など

※お寄せいただいた情報については、調査の参考とさせていただきます。個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。



**【こちらまで】** 総務省 関東管区行政評価局 第1評価監視官室  
E-mail [knt11@soumu.go.jp](mailto:knt11@soumu.go.jp) FAX 048(600)2337

スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱（抜粋）

第2 定義

- (1) スマートICとは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた道路法上の道路で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号のETC専用施設が設置され、専ら同号イに規定するETC通行車の通行の用に供することを目的とするICである。

1 関東甲信越地域におけるスマートICの整備状況（令和3年3月末現在）  
単位：箇所

都県	開通済スマートIC数	整備事業中スマートIC数
茨城	4	2
栃木	4	4
群馬	4	1
埼玉	6	3
千葉	4	0
東京	2	0
神奈川	2	3
新潟	10	2
山梨	4	2
長野	7	3
計	47	20
【参考】全国	143	50

注1 国土交通省公表資料に基づき、当局が作成した。

注2 「開通済スマートIC数」には、フル化（上下線から出入可能）に向け、整備事業中のものを含む。

2 当局の行政相談窓口  
 に寄せられた相談事案の例

スマートICの入口に向かって走行した際、入口の案内看板が運転者の正面にないため、入口が分かりにくいので、案内看板を分かりやすい場所に設置してもらいたい。